

市民の皆さまへ

電力・ガス・食料品等価格高騰 緊急支援給付金（5万円/1世帯）のご案内

受給には手続きが必要です

- 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金（1世帯あたり5万円）は、市民税均等割非課税世帯や令和4年1月から12月の間に家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。
- 給付金を受給するためには、次の手続きが必要です。

給付金の支給額

1世帯あたり5万円

給付金の支給時期

市が確認書(または申請書)を受理した日から2週間後が目安です。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯（いずれかにあてはまる世帯）

I 世帯全員の令和4年度「市民税均等割が非課税」の世帯

II 令和4年1月～12月の収入が減少し「市民税非課税相当」の収入となった世帯(家計急変世帯)

確認書の返信が必要です

申請期間：令和4年11月29日（火）～令和5年1月31日（火）
確認書は、令和4年11月29日頃に世帯主様宛に発送する予定です。
※一部申請が必要な場合があります。
※税の申告が必要な場合があります。

詳しくは「I」へ

窓口での申請が必要です

申請期間：令和4年11月29日（火）～令和5年1月31日（火）
申請時点で住民登録のある市区町村に申請してください。
※税の申告が必要な場合があります。

詳しくは「II」へ

給付金の支給手続き

I 令和4年度市民税（均等割）が非課税の世帯

(1) 世帯の全ての方が、令和4年1月1日以前から現住所にお住まいの場合

- 対象となる世帯には、基準日（令和4年9月30日）時点でお住まいの市区町村から、給付内容や確認事項が書かれた確認書が世帯主様宛に届きます。本市では、令和4年11月29日頃に発送する予定です。
- 確認書の内容（支給要件、振込先等）を確認して、同封の返信用封筒で市役所に返信してください。



(2) 世帯の中に、令和4年1月2日以降に転入した方がいる場合

- 給付金を受け取るには、市役所で申請手続きが必要です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒に市役所の窓口にご提出ください。



※「世帯の中に一人でも課税されている方がいる場合」や「世帯全員が課税されている親族から扶養を受けている場合」は給付金の支給対象にはなりません。

II 予期せず家計が急変したことで収入が減少し、世帯全員が市民税非課税相当※となった世帯(家計急変世帯)

※ 市民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額（令和4年1月から12月までの間の任意の1か月収入×12倍）が市民税均等割非課税水準以下であることを指します。

(例) 市民税非課税となる年間給与収入の目安 単身の場合：93万円以下
2人の場合：137万8千円以下

- IIの給付金を受け取るには、市役所で申請手続きが必要です。
- 対象世帯等の確認等がございますので、市役所内の電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金対策室（社会福祉課内）にお問い合わせください。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類とともに、市役所内の電気・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金対策室（社会福祉課内）に、直接ご提出ください。
- 添付書類は、①運転免許証等の申請者本人確認書類の写し、②住民票謄本等の申請世帯の状況を確認できる書類の写し、③通帳等の申請者受取口座を確認できる書類の写し、④世帯全員分の給料明細書等の収入状況を確認できる書類の写しとなります。

お問い合わせ

内閣府住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金コールセンター

☎ 0120-526-145

受付時間 9:00～20:00（土日祝、12/29～1/3を除く）

常陸大宮市役所 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金対策室(社会福祉課内)

☎ 0295-55-9300

受付時間 9:00～17:00（土日祝、12/29～1/3を除く）
（令和4年12月1日からの対応となります）